

国民の世論と運動で「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

# ほっかいどうの社会保障

2013年6月8日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

## 障害者の差別を禁止しよう！ 障道協が学習会



6月2日（日）、障道協（障害者の生活と権利を守る北海道連絡協議会）が、DP | 北海道ブロック会議と共催で、今国会で審議中の「障害者の差別禁止法」についての学習会を行い71名が参加しました。

はじめに、内閣府障害者政策委員会差別禁止部会のメンバーでもある西村正樹さん（DP | 日本会議副議長）が「差別禁止法から見える、今後の障害者施策」と題して講演しました。続いて、精神障害者を支援する会の片山和恵さん（精神保健福祉士）が「精神障害者への支援と、地域生活について」と題して講演しました。

## 障害のある人が、制限や制約を撤廃し、障害のない人と同様な生活に

障害者権利条約（2006年）の日本での批准を求める運動が広がり、国の「障害者制度改革」として、障害当事者も参加して「障害者基本法の抜本的改正」「障害者差別禁止法」「障害者総合福祉法」などが検討されてきました。私の参加した差別禁止部会は、「総則」（理念、国等の責務、「障害に基づく差別とは何か」、「各論」（特に重要と思われる10分野）、「紛争の解決」などを意見としてまとめました。



【講演する西村氏】

障害者差別については、改定障害者基本法(2010年)第4条（①障害を理由との差別の権利侵害行為の禁止、②社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国よる啓発・知識の普及を図るための取り組み）の具体化として「**障害者差別解消法案**」が今国会で審議中です（衆議院通過）。

不十分な点もありますが、差別を解消するための措置として「差別的取扱いの禁止」とともに「合理的配慮の不提供の禁止」も加え、差別を解消するための支援措置を明確にしています。法律を制定させて、改善させていくことが大切と指摘しました。

### 「障害に基づく差別」の具体例

- 「**医療**」 十分説明がないまま、治療をさせられる
- 「**商品・役務・不動産**」 「親を連れて来い」など言われ、日用品を売ってくれない
- 「**雇用**」 障害を理由として退職を強要される
- 「**教育**」 地域の学校へ行けない、授業・行事に参加させて貰えない
- 「**家族形成**」 母子保健制度など障害がある親には利用が困難
- 「**国家資格等**」 点字受験などが用意されていない
- 「**政治参加（選挙）**」 選挙に関する情報提供が十分な配慮を受けられない
- 「**司法手続**」 取り調べに当たって障害特性が考慮されていない
- 「**情報・コミュニケーション**」 災害時緊急情報などが障害者に配慮しない形で提供されている

## 精神障害者差別の実態・住みづらい現状を告発 生活相談から見えてくるもの

片山さんが、精神障害者の差別の実態、地域で生活しづらい現状などについて報告しました。

「**住宅の確保が困難**」: 障害をもっていることを明らかにするとアパートを借りられないことがあります。その上保証人が求められますが、一人暮らしや家族と疎遠になっている人も多く保証人がいません。ガスを開栓する時にも保証金、連帯保証人を求められることもあります。「**医療の制限、条件**」: 精神科入院の場合、5万円の保証金が必要な場合があります。精神科以外の診療科（内科、外科、婦人科など）で入院の付き添いなどが求められることがあります。「**各制度の差別**」: 「運賃割引制度」（身体・知的・精神の3障害が一元化されても、精神障害者は割引対象が義務づけられていない）・「障害年金」（障害が発病し受診する前に、年金保険料を一定期間納付していなければ対象にならないが、障害のため働いていない場合があり申請できない）・「民間保険」（生命保険・医療保険や自転車保険は、加入できない場合、加入できても保険料が高い）



また、「差別・偏見も根強い」ことも指摘しました。地域の中では、グループホームなどの障害者施設をたてる際、反対運動や事業所に保障を求められることもあります。家族の中にも、差別意識もある場合があり、親戚などに隠しているため、実家に帰省することができない、冠婚葬祭に出席できないこともあります。また、**当事者自身**も、障害を受け止められない人もいると紹介しました。

最後に、差別・偏見をなくすために、障害についての小学生からの教育、早期発見・相談体制の充実や普及、法律整備や制度改革が必要で、そのための運動の推進が重要と報告しました。